別記様式第３号（第７条、第１２条関係）

 許　　　 可

正　　　　　　　　屋 外 広 告 物 変 更 許 可 申 請 書

 継 続 許 可

|  |
| --- |
|  　　年　　月　　日近江八幡市長 申請者 住所 〒　　　－ （法人にあっては、その主たる事務所の所在地） ふりがな 氏名 　　　　　　　　　　　　　　　  （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 電話(　　　　)　　－ 　　第13条第１項 近江八幡市屋外広告物条例 　 の規定により、次のとおり申請します。 　　第18条第　項 |
| １種 類(直接該当しない場合は、最も 類似したものを選ぶこと。) | □自家用　□非自家用　□道標・案内図板　□その他[　　　　　　] |
| □屋上　□壁面　□突出　□野立　□禁止物件添加 |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□貼り紙　□貼り札　□電柱等□アーチ　□広告幕　□ｱﾄﾞﾊﾞﾙｰﾝ　□ぼんぼり　□電光表示板 |
| ２規模及び数量 | 地 上 高 | 縦 | 横 | 面 数 | 面 積 | 数 量 |
| 　　　ｍ | 　　　ｍ | 　　　ｍ | 　　　面 | 　　　㎡ | 　　　個 |
| ３主要な材料 | □金属[　　　]　□木　□ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　□その他[　　　　　　] |
| ４表示(設置)期間 |  　 　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日(　　年　　月間) |
| ５建築基準法による工作物の確認 | □不要　□有□申請中□未申請 | ６道路法による道路の占用の許可 | □不要　□有□申請中□未申請 | ７道路交通法による道路の使用の許可 | □不要　□有□申請中□未申請 |
| ８表示(設置)に係る場所(区域) | 近江八幡市　　　　　町 | ９土地(物件)の所有者等の承諾 | □不要　□有□協議中 |
| 10条例上の地域区分 | □第１種地域　□第２種地域　□第３種地域□第４種地域　□第５種地域　□特別地域 |
| 11都市計画法で定める地域地区の区分 | □第1種(第2種)低層住居専用地域／田園住居地域□第1種(第2種)中高層住居専用地域／第1種(第2種)住居地域／準住居地域□近隣商業地域／商業地域 □準工業地域／工業地域／工業専用地域□風致地区　□伝統的建造物群保存地区　□その他[　　　　　　] |
| 12管理者 | 住 所氏 名 |  　　　　　　　　　　　　　　　　印　 電話(　　)　　－　　　　 |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者　□点検技能講習修了者　□講習会修了者□職業訓練指導員免許所持者　□技能検定合格者　□職業訓練修了者　□不要 |
| 13工事施工者 | 住 所氏 名 |  　　　　　　　　　　 　　　　　　 電話(　　)　　－　　　　 |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　年　　月　　日 滋賀県屋外広告業登録第 　　　号 |
| ※受 付 欄 | ※手数料 | ※許可条件 |
|  | 円 |  |
| ※許可番号 | 　年　　月　　日　　　　　指令第　　　　　　号 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 14許可番号等 （新規の許可申請にあって は、記入する必要はありません。） | 許　可　番　号 |  　　　年　　月　　日 　　　　 第　　　　　　号 |
| 許　可　期　間 |  　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日(　年　月間) |
|  近 江 八 幡 市 納 付 済 証 貼 付 欄 |

注１ 新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

⑴　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

⑵　色彩及び意匠を明らかにした図面

⑶　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

⑷　土地、建築物等との関係を明らかにした配置図

⑸　周囲の状況が分かるカラー写真

⑹　条例第９条第２項から第５項までに掲げる区域（第１種地域から第４種地域までの区域）に道標・案内図板の類又は同条第６項に掲げる区域（第５種地域）に自家用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、同一広告主間の距離が分かる地図及びその距離を表示したもの

⑺　条例第１３条第２項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第２５条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写し

２　変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注１(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

３　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

⑴　注１(1)に掲げる書類

⑵　当該広告物又は掲出物件のカラー写真

⑶　屋外広告物安全点検調書

⑷　屋外広告物安全点検調書の作成者が管理者と異なる場合は、点検者の資格等を証する書類又はその写し

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

５　該当する□内に印を付すこと。

６　※欄は、記入しないこと。

７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

 許 可

 副 屋 外 広 告 物 変 更 許 可 申 請 書

 継 続 許 可

|  |
| --- |
|  　　年　　月　　日 近江八幡市長 　　　　　　　　様 申請者 住所 〒　　　－　　　　 （法人にあっては、その主たる事務所の所在地） ふりがな 氏名 　　　　　　　　　　　　　　　  （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 電話(　　　　)　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　第13条第１項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　近江八幡市屋外広告物条例　　　　　　　　　の規定により、次のとおり申請します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　第18条第　項 |
| １種 類(直接該当しない場合は、最も 類似したものを選ぶこと。) | □自家用　□非自家用　□道標・案内図板　□その他[　　　　　　] |
| □屋上　□壁面　□突出　□野立　□禁止物件添加 |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□貼り紙　□貼り札　□電柱等□アーチ　□広告幕　□ｱﾄﾞﾊﾞﾙｰﾝ　□ぼんぼり　□電光表示板 |
| ２規模及び数量 | 地 上 高 | 縦 | 横 | 面 数 | 面 積 | 数 量 |
| 　　　ｍ | 　　　ｍ | 　　　ｍ | 　　　面 | 　　　㎡ | 　　　個 |
| ３主 要 な 材 料 | □金属[　　　]　□木　□ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　□その他[　　　　　　] |
| ４表示(設置)期間 |  　 　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日(　　年　　月間) |
| ５建築基準法による工作物の確認 | □不要　□有□申請中□未申請 | ６道路法による道路の占用の許可 | □不要　□有□申請中□未申請 | ７道路交通法による道路の使用の許可 | □不要　□有□申請中□未申請 |
| ８表示(設置)に係る場所(区域) | 近江八幡市　　　　　町 | ９土地(物件)の所有者等の承諾 | □不要　□有□協議中 |
| 10条例上の地域区分 | □第１種地域　□第２種地域　□第３種地域　□第４種地域　□第５種地域　□特別地域 |
| 11都市計画法で定める地域地区の区分 | □第1種(第2種)低層住居専用地域／田園住居地域□第1種(第2種)中高層住居専用地域／第1種(第2種)住居地域／準住居地域□近隣商業地域／商業地域 □準工業地域／工業地域／工業専用地域□風致地区　□伝統的建造物群保存地区　□その他[　　　　　　] |
| 12管理者 | 住 所氏 名 |  　　　　　　　　　　　　　　　　印 電話(　　)　　－　　　　 |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者　□点検技能講習修了者　□講習会修了者□職業訓練指導員免許所持者　□技能検定合格者　□職業訓練修了者　□不要 |
| 13工事施工者 | 住 所氏 名 |  　　　　　　　　　　 　　　　　　 電話(　　)　　－　　　　 |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　年　　月　　日 滋賀県屋外広告業登録第 　　　号 |
| 　　　　　　指令第　　　　　　号 本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、近江八幡市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。年　　月　　日 許可条件近江八幡市長 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 14許可番号等 （新規の許可申請にあって は、記入する必要はありません。） | 許　可　番　号 |  　　　年　　月　　日 　　　　 第　　　　　　号 |
| 許　可　期　間 |  　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日(　年　月間) |

注１ 新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

⑴　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

⑵　色彩及び意匠を明らかにした図面

⑶　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

⑷　土地、建築物等との関係を明らかにした配置図

⑸　周囲の状況が分かるカラー写真

⑹　条例第９条第２項から第５項までに掲げる区域（第１種地域から第４種地域までの区域）に道標・案内図板の類又は同条第６項に掲げる区域（第５種地域）に自家用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、同一広告主間の距離が分かる地図及びその距離を表示したもの

⑺　条例第１３条第２項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第２５条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写し

２　変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注１(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

３　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

⑴　注１(1)に掲げる書類

⑵　当該広告物又は掲出物件のカラー写真

⑶　屋外広告物安全点検調書

⑷　屋外広告物安全点検調書の作成者が管理者と異なる場合は、点検者の資格等を証する書類又はその写し

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

５　該当する□内に印を付すこと。

６　※欄は、記入しないこと。

７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。